

令和 年 月 日

地方独立行政法人大阪市博物館機構
理事長 真鍋 精志 様

住 所
商号又は名称
代表者名

印

守秘義務誓約書

当社は、「大阪歴史博物館情報システム更新にかかる設計業務委託」への理解を深め、参画の検討を行うことを目的（以下「本目的」という。）として、本誓約書を提出した者のみに地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）から開示される資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の配布を受けることを希望します。守秘義務対象資料の配布を受けるにあたっては、次の事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の配付を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 当社は、本誓約書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を法人に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するために必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を貸与することができるものとします。
- 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を貸与した者に本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことと約束します。

第2条（秘密の保持）

当社は、法人から配付を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し貸与しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により貸与の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、法人から貸与を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、法人の業務上重要な情報であり、これが第三者に貸与された場合には、法人の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、第6条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄の前後を問わず、また当社が本事業の実施に係る入札を行わなかった場合であっても、存続するものとします。

第5条（損害賠償義務）

本誓約書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより法人又は第三者に生じた損害を賠償することを約束します。

第6条（印刷物等の破棄等）

- 1 守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれららに限りません。）は、破棄義務の遵守に関する報告書の提出期日までに（又は本誓約書の違反等により法人が破棄等を求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄又は消去することを約束します。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。

以上